

資料3

滋賀県消費者施策の実施状況について

- 3-1 滋賀県消費者基本計画（第3次）【概要】
- 3-2 滋賀県消費者基本計画施策体系
- 3-3 滋賀県消費者行政年間スケジュール
- 3-4 滋賀県消費者基本計画進捗状況
- 3-5 平成30年度消費者基本計画関連施策の実施状況

滋賀県消費者基本計画（第3次）【概要版】

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画改定の趣旨
消費者を取り巻く社会経済情勢や、消費者行政を巡る状況の変化を踏まえ、今後の施策の展開方向を示す。
- 2 計画の性格
 - ①滋賀県消費生活条例に基づく、消費者施策に関する基本的な方向等を定め、消費者施策の計画的な推進を図るための計画
 - ②「消費者教育推進法」第10条に規定される滋賀県消費者教育推進計画
- 3 計画の期間：平成28年度から32年度までの5年間

第2章 消費生活をめぐる現状と課題

- 1 これまでの取組
第2次基本計画に4つの基本的方向と9つの重点施策を定め、消費者施策を展開

2 消費者を取り巻く現状と課題

- (1) 社会経済情勢の変化
 - ①人口減少社会の到来と高齢化の進行
 - ・高齢者の単独世帯の増加
 - ・高度情報通信社会の進展
 - ・スマートフォンの急速な普及
 - ・デジタルコンテンツに関する相談増加
 - ・商品や取り扱い形態の複雑化・多様化
 - ・消費者向け電子商取引の規模拡大
 - ・消費生活におけるグローバル化の進展
 - ④環境・エネルギー問題
 - ・持続可能な社会への転換の必要性
 - ・食品表示その他「食」の諸問題
 - ・メニュー等における不適正な表示問題
 - ・食品ロスの増加
- (2) 国における消費者行政の現状
 - ・消費者教育推進法および食品表示法の制定
 - ・特定商取引法、農品表示法等の改正
- (3) 滋賀県における消費生活相談体制の状況
 - ・消費生活相談窓口の設置（平成23年度より全市町に設置。）
 - ・消費生活相談窓口の認知度（県消費生活センター：50.9% 市町相談窓口：62.2%）
- (4) 滋賀県における消費生活相談の状況
 - ・相談件数は平成22年度以降概ね12,000件台で推移。平成25、26年度と約14,000件に増加。
 - ・65歳以上の高齢者の相談件数が急増（全相談の30%を超過）
 - ・デジタルコンテンツ（アダルト情報サイト、出会い系サイト等）に関する相談が約2,600件と全体の2割を占める。
 - ・通信販売に関する相談割合が高く、特にインターネット通販の相談件数が増加。
- (5) 滋賀県における事業者指導等の状況
 - ・特定商取引法や景品表示法等による指導
 - ・特殊詐欺の発生（被害件数の半数が65歳以上。65歳以上の被害額総額は全体の65.9%を占める。）
- (6) 消費者教育の状況
 - ①消費者教育推進法の施行（平成24年12月）
【基本的方向】誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けられる機会を提供し、効果的に推進する。
 - ②滋賀県における消費者教育の現状
 - ・幼稚園では「環境に配慮したくらし」や「安全安心な遊戯の使い方」に関することが中心。
 - ・小学校、中学校、高校、特別支援学校では、平成23～25年度に完全実施された新学習指導要領に基づき実施。
 - ・大学や専修学校での実施状況は、大学に比べ専修学校での実施率が低く、4割未満。
 - ・事業所における従業員への消費者教育は半数以上で実施されず。ただし、従業員300人以上規模では約6割で実施。
 - ・消費者教育を推進するための支援としては、実践事例の紹介や、消費者教育教材の提供等へのニーズが高い。

第3章 消費者施策推進の基本方針

1 基本理念 県、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体の相互の信頼を基調とし、消費生活条例に掲げられた消費者の8つの権利を尊重する。とともに、消費者が自らの利益の擁護および増進のため自主的、合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援する。

2 目指す姿

みんなでつくる滋賀の消費者安全・安心社会

3 基本方針

- I 安全・安心な消費生活の確保
- II 「自ら考え行動する」消費者によるための支援
- III 消費者被害の防止と救済

第4章 消費者施策の展開

I 安全・安心な消費生活の確保

■重点施策 1 消費者取引の適正化

- (1) 取引等の適正化
- (2) 広告・表示等の適正化

■重点施策 2 商品・サービスの安全性の確保

- (1) 商品・サービスの安全性の確保
- (2) 食の安全・安心の確保
- (3) 消費者事故情報等の収集・提供

■重点施策 3 生活関連物資およびサービスの安定供給

II 「自ら考え方行動する」消費者によるための支援

■重点施策 4 消費生活情報の発信・啓発

■重点施策 5 消費者教育・学習の推進

- (1) 消費者教育・学習の機会拡大と体系的な消費者教育の推進
- (2) 消費者の特性や場の特性に応じた消費者教育の推進

①学校等における消費者教育・学習の機会拡大と体系的な消費者教育の推進

②消費者の特性や場の特性に応じた消費者教育の推進

■重点施策 6 環境に配慮した消費者行動の推進

- (1) 環境に配慮した消費者行動の推進
- (2) 環境学習・環境保全活動の支援

III 消費者被害の防止と救済

■重点施策 7 消費生活相談体制の充実強化

- (1) 県の消費生活相談体制の充実強化
- (2) 市町の消費生活相談体制の充実強化支援

■重点施策 8 高齢者等への支援

- (1) 高齢者等への的確な情報提供
- (2) 高齢者等の見守り体制の充実強化

■重点施策 9 法令違反事業者等への指導強化

消費者の8つの権利

- ①基本的な権利が満たされること
- ②健全な生活環境が確保されること
- ③安全が確保されること
- ④適正な商品等が供給されること
- ⑤商品等の選択機会が確保されること
- ⑥消費者教育を受けられること
- ⑦被害の救済を受けられること
- ⑧意見が反映されること

第5章 関係機関・団体との連携強化

1 行政機関との連携

- ・国、他都道府県との連携
- ・市町との連携
- ・府内関係部局等との連携

2 消費者団体・NPOとの連携

3 事業者・事業者団体との連携

4 弁護士会、福祉関係団体等多様な主体との連携

5 消費者等の意見の施策への反映と透明性の確保

- ・関係者の意見の消費者施策への反映
- ・施策や審議会での審議状況のホームページ等での公表

第6章 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

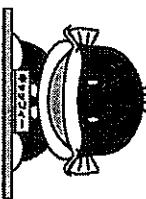
- ・滋賀県消費者行政推進連絡調整会議での総合調整
- ・社会的、経済的状況の急激な変動への対応

2 計画の進行管理

- ・PDCAサイクルに基づき、施策の実効性の確保を図る。

3 計画の見直し

- ・必要に応じ計画の見直しを行



消費者教育・学習の推進

滋賀県消費者基本計画施策体系

資料3-2

基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保	
重点施策1 消費者取引の適正化	
特定商取引法等の適正運用	県民活動生活課・消費生活センター
消費生活協同組合の指導検査	県民活動生活課
賞金業者の指導監督	中小企業支援課
(1) 取引等の適正化 建設業者の指導監督	監理課
宅地建物取引業者の指導・監督	住宅課
健康福祉サービス評価システムの推進	健康福祉政策課
景品表示法に基づく表示指導	県民活動生活課・消費生活センター
食品表示法に基づく品質表示の適正化の推進	農政課
(2) 広告・表示等の適正化	農業経営課・食のブランド推進課
米穀の適正流通の推進	農業経営課・食のブランド推進課
家庭用品品質表示法に基づく表示指導	中小企業支援課
計量法に基づく検査等	計量検定所
重点施策2 商品・サービスの安全性の確保	
危険物・高圧ガス等に対する保安対策	防災危機管理局
消費生活用製品の安全の確保	県民活動生活課・消費生活センター
びわ湖材産地証明事業	森林政策課
家庭用品安全対策の推進	生活衛生課
(1) 商品・サービスの安全性の確保 生活衛生施設等の監視指導	生活衛生課
医薬品等の安全の確保	薬務感染症対策課
毒物劇物の安全対策	薬務感染症対策課
医療サービスの安全の確保	医療政策課
建築物等の安全対策	建築課
建築物等の安全対策	建築課
食の安全・安心強化対策事業	
食中毒予防対策事業	
食品・添加物試験検査事業	生活衛生課
食肉衛生検査・対策事業	
食品安全監視センター事業	
国際水準GAP認証取得支援事業	
農業生産工程管理手法(GAP)普及促進事業	食のブランド推進課
環境こだわり農産物認証制度の運営	
しがの米・大豆安心確保事業	農業経営課
生産物の安全対策の推進	農業経営課・畜産課・水産課
(3) 消費者事故情報等の収集・提供	
報等の収集、提供	県民活動生活課・消費生活センター
重 儲 施 策3 生活関連物資およびサービスの安定供給	
物価情報に関する統計情報の提供	統計課
基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援	
重點施策4 消費生活情報の発信・啓発	
消費者にわかりやすい情報の発信	関係各課
啓発資料等の作成および配布	県民活動生活課
啓発資料等の貸出および消費生活に関する情報の提供	消費生活センター

重点施策5 消費者教育・学習の推進

(1) 消費者教育、学習の機会拡大と体系的な消費者教育の推進	学校や地域における学習機会の提供(セミナー、出前講座)
(2) 消費者教育の担い手(人材)の育成と支援	学校や地域における外部人材の活用の推進
(3) 消費者市民社会の構築に向かた気運づくり	関係団体と連携した消費者教育の推進

県民活動生活課
消費生活センター

重点施策6 環境に配慮した消費者行動の推進

(1) 環境に配慮した消費者行動の推進	地球温暖化対策推進事業 スマート・エコハウス普及促進事業 買い物ごみ・食品ロス削減推進事業 滋賀クリーン活動ネットワークの支援
(2) 環境学習・環境保全活動の支援	「びわ湖の日」活動推進支援事業 環境学習センター事業 環境学習センター事業 低炭素社会づくり学習支援事業
(3) 消費者被害の防止と救済	環境保全県民活動支援事業 環境にだわり農業の発信によるブランド力向上・消費拡大

学校や地域、職域における消費者教育の担い手の育成・支援
消費者教育の拠点整備

幅広い主体と連携した「消費者市民社会」に関するイベントや情報提供、広報活動の実施

事業者等に向けた消費者教育の推進
学校や地域、職域における消費者教育の担い手の育成・支援

関係団体と連携した消費者教育の推進
事業者等に向けた消費者教育の推進

県民活動生活課
消費生活センター

基本方針Ⅲ 消費者被害の防止と救済

重点施策7 消費生活相談体制の充実強化

(1) 県の消費生活相談体制の充実強化	県の消費生活センターの窓口機能の強化 消費者被害防止・消費者教育ワーキング 弁護士会等の専門機関等との連携 権利擁護センターの運営・運営適正化委員会の運営 賃金業者に係る相談窓口設置 不動産無料相談所運営指導
(2) 市町の消費生活相談体制の充実強化支援	住宅相談の実施 市町の相談体制の充実強化への支援
(3) 活相談体制の充実強化支援	市町担当職員研修等の開催 消費生活相談困難事案の共同処理 市町窓口への巡回訪問支援 県と市町の連携による消費者啓発の実施 高齢者成年後見支援センターの運営
(4) 高齢者等への支援	医療福祉推進課

県民活動生活課・消費生活センター

消費生活センター

健康福祉政策課

中小企業支援課

住宅課

市町担当職員研修等の開催

県民活動生活課
消費生活センター

滋賀県消費者行政年間スケジュール<平成30年度>

資料3-3

県基本計画 の方針	事務内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
安全・安心 な消費生活 の確保	特定商取引法の 適正運用						県内の相談状況を随時確認(要請公事業者について)は調査し指導等を行つ。)						
	景品表示法の 適正運用						随時情報受付(内容により調査、査定)						
	生協の検査・指導					意見交換会	生協検査						
「自ら考え 行動する」 消費者にな るための支 援	消費者啓発 ・情報提供					生活消費者トラブルに関する情報発信(しづしがメール、くらしのかわら版、HP、ツイッター)							
			消費者月間啓発 月間セミナー くらしの講座				消費者被害防止共同手帳ページ						
						消費者フェスタ			くらしの情報セミナー				金融経済講演会
					高校・大学等への出前講座／／学校における授業内容への助言等						消費者教育スクール	事業者向け講座	
消費者被害 の防止と救 済	消費者教育 (子ども・若者・ 事業者対象)				学生くらしの講座セミナー		小学校家庭科ワークブックの作成						各学校へ発送
					教員向けセミナー		学生による消費者教育の取組(啓発クックス等のデザイン・作成・啓発活動)						
							コンビニ啓発用POP等の作成						
消費者市民社会 (エシカル消費)	消費者教育 (高齢者対象)					自治会・老人クラブ等への出前講座							
			月間セミナー		しづプラスワンコープ(エシカル)くらしとお金講演会 (エシカル講座)		生協等との協定に基づく啓発						
消費者被害 の防止と救 済	消費者生活相談 の対応					電話・窓口・インターネットによる相談受付							
						相談員市町巡回訪問							
				パワーフラップ研修 情報交換会			パワーフラップ研修 情報交換会	パワーフラップ研修 情報交換会			パワーフラップ研修 情報交換会		
	高齢者への支援		市町担当者会議 (見守りNW)			高齢者宅訪問啓発事業		生協等との協定に基づく啓発		広報誌記事			介護事業所啓発

滋賀県消費者行政年間スケジュール<令和元年度>

県基本計画 の方針	事務内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
安全・安心 な消費生活 の確保	特定商取引法の 適正運用						県内の相談窓口を随時確認(悪質な事業者については調査し旨等会合つ)						
	景品表示法の 適正運用						随時情報受付(内容定期の調査・指導)						
	生協の検査・指導					意見交換会	生協検査						
「自ら考え 行動する」 消費者にな るための支 援	消費者啓発 ・情報提供				消費者生活・消費者トラブルに関する情報発信(しらしがメール、くらしのかわら版、HP、ツイッター)								
			消費者月間啓発 月間セミナー		リカプラスワン		消費者被害防止共同キャンペーン						
						消費者生活フェスティバル		くらしの情報セミナー				金融経済講演会	
	消費者教育 (子ども・若者・ 事業者対象)				高校・大学生等への出前講座		学校における授業内容への助言等						
					房子くらしの体験セミナー			事業者向け講座				小学校家庭科ワークブックの作成	各学校へ発送
												若年者への消費者教育検討会	
	消費者教育 (高齢者対象)						自治会・老人クラブ等への出前講座						
								生協等との協定に基づく啓発					
消費者被害 の防止と救 済	消費者市民社会 (エシカル消費)		月間セミナー				消費者リーダー育成講座		クリーン購入+エシカル・キャンペーン				シンポジウム
	消費生活相談 の対応						県・巡回・インターネット相談受付						
							相談員市町巡回訪問						
高齢者への支援				パワーアップ研修 情報交換会			パワーアップ研修 情報交換会		パワーアップ研修 情報交換会				
			市町担当者会議 (県守りNW)			高齢者宅訪問啓発事業		生協等との協定に基づく啓発					

「滋賀県消費者基本計画」進歩状況 <平成28～令和元年度>

県基本計画の方針	重点施策	関連事業	H28	H29	H30	R元 (上半期時点)
1 安全・安心な消費生活の確保	消費者取引の適正化	特定商取引法等に基づく行政処分・行政指導 (調査着手件数)	4件 —	3件 —	3件 5件	0件 1件
2	商品・サービスの安全性の確保	消費生活協同組合の指導検査 食品表示法に基づく表示指導 (調査着手件数)	6生協 1件	5生協 1件	2件 5件	3生協 2件 14件
3	生活関連物資およびサービスの安定供給	[食のブランド推進課(R元～農改課)] 消費生活用製品安全法に基づく立入検査 食品表示一斉監視【生活衛生課】 消費者庁への重大事故通知(件数)	11件	15件 7件	15件 0件	0件
4 「自ら考え行動する」消費者による支援	消費生活情報の発信・啓発	ホームページや刊行物での情報提供 【統計課】 しらしがメールによる情報発信 情報誌等での啓発記事掲載 滋賀プラスワンによる啓発 コンビニ用POPによる啓発 消費生活フェスタの開催(協力市町) 住情報に関するセミナー開催 【住宅課】	46回 6回 — 約600店 11市町 9市町 2回(61人)	54回 2回 — 約560店 約560店 9市町 2回(84人)	51回 3回 1回 約560店 9市町 2回(68人)	21回 0回 1回 — 0回
5 学習の機会拡大と体系的な消費者教育の推進	(1)消費者教育、幼児等向け消費者教育教材配付 (2)消費者教育の担い手(人材)の育成と支援 (3)消費者市民社会の構築に向けた気運づくり	高校・特別支援学校への出前講座 (1)消費者教育、幼児等向け消費者教育教材配付 教材を活用した出前講座等 学生自身による消費者教育 事業者向け講座の開催 消費生活相談員資格取得支援講座 (2)消費者教育の担い手(人材)の育成と支援 (3)消費者市民社会の構築に向けた気運づくり	38回 (1,986人) 13校(740人) 738か所 — — 44人 小学校家庭科補助教材の作成・配付(H30～中学校含む) 消費者月間講演会の開催 エシカル消費の推進	42回 (1,787人) 11校(607人) 114か所 参加学生9人 — 1回(17人) — — 約100人 15,000部 約60人	61回 (3,833人) 10校(1,677人) — 参加学生3人 — 1回(52人) — — 約60人 15,000部 約60人	39回 (1,419人) 2校(604人) — — — 下学期実績付 小学校15,500部 中学校14,500部 中学校14,500部 約70人 予定もけ講座 ブース出展 (委託事業)

「滋賀県消費者基本計画」進捗状況 <平成28～令和元年度>

県基本計画の方針	重点施策	関連事業	H28	H29	H30	R元 (上半期時点)
「自ら考え行動する」消費者(ねるための支 援)	環境に配慮した消費者行動の推進	環境にやさしい買い物キャンペン 【循環社会推進課】	42店舗	99店舗	389店舗	10～11月実施
		食品ロス対策【循環社会推進課】	—	啓発イベント	啓発イベント	啓発イベント
		エコスクール活動認定校 【琵琶湖保全再生課(R元～環境政策課)】	12校	18校	18校	21校
消費生活相談体制の充実強化	県窓口での相談受付状況	3,897件	3,895件	4,057件	1,835件	
	相談員バッファップ研修会(H30～パワーアップ研修会)	5回(138人)	6回(162人)	5回(156人)	3回(59人)	
	住宅相談【住宅課】	61件	65件	64件	実施中	
消費者被 告の防止と 救済	関係団体との連携による高齢者宅訪問啓発見守り支援者研修会(H30～くらしの一 日講座で実施)	約10,000世帯	約9,000世帯	約9,500世帯	実施中	
	民生委員や介護事業所等への啓発	2回(86人)	1回(42人)	18回(465人)	13回(262人)	
	高齢者110番	1,370人	1,650か所			
	悪質事業者への行政処分の実施	—	60件	65件	—	
法令違反事業者等への指導強化	悪質事業者への行政処分の実施 警察への特殊詐欺に関する情報の提供	1件	0件	1件	0件	特殊詐欺2件 サイバー犯罪4件
		10件	4件	6件		

平成30年度消費者基本計画関連施策の実施状況

資料3-5

消費者施策の展開(基本方針)	施策(事業)の概要	H30実績・成果	課名	
■重点施策1 消費者取引の適正化				
(1) 取引等の適正化				
基本方針1 安全・安心な消費生活の確保	特定商取引法等の適正運用	特定商取引法の適正な運用により、取引の適正化、消費者の利益の擁護を図る。	法に違反した販売方法等について、立入検査や消費者からの聴取等を行い、違反事実を確認できた悪質な事業者に対して行政処分、行政指導を実施した。 ・行政処分：1件（業務停止命令3か月） ・文書指導：1件 ・口頭指導：1件	県民活動生活課 消費生活センター
安全・安心な消費生活の確保	消費生活協同組合法の指導検査	消費生活協同組合法の規定に基づく指導検査の実施により、組合の業務の健全かつ適切な運営を確保するとともに、契約者等の保護を図る。	各生協および生協連への指導・検査を実施し、業務が健全かつ適切に運営できるよう、指摘や助言を行った。特に財務面においては、公認会計士の協力により適切な運営指導を図った。 検査対象組合：5生活協同組合	県民活動生活課
安全・安心な消費生活の確保	貸金業者の指導監督	貸金業者の業務の適正な運営の確保と資金需要者等の利益の保護を図る。 ・貸金業者（県知事登録業者）の指導・監督 ※「貸金業に係る相談窓口の設置」と併せて実施	貸金業者に対して、貸金業法をはじめとする関係法令等の遵守を徹底し、業務の適正な運営を確保するよう指導・助言することによって、資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営を図った。 ・業者の登録に関する業務（登録および更新要件審査、変更、廃業等） 登録業者数：6業者（H30.4.1現在）→5業者（H31.3.31現在） ・貸金業者に対する業務指導、報告収集 ・貸金業者に対する立入検査、現地確認等 ※みなし貸金業者を含む 立入検査 6業者 その他訪問調査・指導 14業者（みなし貸金業者） 貸金業者に対しては、法律の遵守状況等を確認するため、法令に則り毎年1回立入検査の実施による指導を行っているほか、随時のお客様業務を通じて業務運営の適正化に向けた指導を行っており、この結果、資金需要者等からの苦情は24年度以降は皆無である。 今後も、資金需要者等の利益の保護を図るため、引き続き貸金業者において適正な業務運営がなされるよう努める。	中小企業支援課
安全・安心な消費生活の確保	建設業者の指導監督	建設業を営む者の資質の向上等を図ることにより、建設工事の適正な施工を確保するとともに、住宅瑕疵担保履行法に基づき、建設業者にかかる特定住宅瑕疵担保責任を金銭的に担保し、発注者を保護する。 ・建設業者の指導・監督 ・建設業許可業者の情報公開	・建設工事の適正な施工を確保し発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進するため、建設業者に対し、行政指導・行政処分を行った。 (指示処分：1件、営業停止処分：1件) ・建設工事の発注者等に建設業者の経営内容等に関する情報を提供し、適切な建設業者の選定の利便等に供するため、許可申請書類を閲覧に供した。 ・建設業取引の適正化・関係法令順守の徹底を図るため、訪問指導を行った。	監理課
安全・安心な消費生活の確保	宅地建物取引業者の指導・監督	宅地建物取引業務の適正化を図るために、業者に対する指導監督を行うことにより、公正な取引の確保と消費者の保護を図る。 ・宅地建物取引業者事務所調査の実施	宅地建物取引業の取引の公正を確保し、消費者保護を図るために、免許業者の事務所調査を実施した。 ・平成30年12月～平成31年2月のうち15日間38事務所 また、免許申請（新規、更新）時において事務所が適法に設置されているかの現地確認調査を委託実施した。 ・平成30年度264事務所	住宅課

平成30年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H30実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
基本方針 安全安心な消費生活の確保	健康福祉サービス評価システムの推進	<p>健康福祉サービスの質の向上と利用者のサービス選択に資するため、自己評価を促進するとともに、評価調査者養成研修や評価機関の認証などを行い、第三者評価の実施に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価機関認証委員会の開催 ・健康福祉サービス評価システム推進委員会の開催 ・第三者評価機関の育成・支援 ・自己評価、第三者評価の事業者に対する広報啓発 	<p>◇健康福祉サービス評価システムの推進</p> <p>「健康福祉サービス評価」は、事業者が自らのサービスについて評価する「自己評価」、事業者でも利用者でもない第三者の評価機関が評価する「第三者評価」等があり、事業者自らの取組により、健康福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者によるサービス選択に資することを目的としている。</p> <p>健康福祉サービスの質の向上を図ることや、利用者によるサービス選択に資することを目的に、事業者が自らのサービスについて評価する「自己評価」を促進するとともに、事業者でも利用者でもない第三者の評価機関が評価する「第三者評価」の受審を促進した。</p> <p>(1) 第三者評価の受審状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人ホーム 3件 ・保育所 8件 	健康福祉政策課
	(2) 広告・表示等の適正化			
	景品表示法に基づく表示指導	景品表示法の適正な運用により、取引の適正化、消費者の利益の擁護を図る。	関係機関からの通知や申告による情報に迅速に対応し、改善が必要な場合は事業者に早期に注意を行い、表示の適正化に努めた。 ・不当表示に対する口頭注意：2件	県民活動生活課 消費生活センター
	食品表示法に基づく品質表示の適正化の推進	<p>食品表示法に基づく食品表示の適正化を図り、一般消費者の選択に資することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適正な食品表示に係る事業者への調査、指導 ・不適正な食品表示に関する情報の受付 	食品表示法および関係の法令等に基づく適正な食品表示が行われるよう、事業者に対する調査・指導を行った。 調査・指導件数：7件	食のブランド推進課
	米穀の適正流通の推進	<p>主要食糧法および米トレーサビリティ法に基づく米穀の適正流通の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米穀の出荷販売事業者への調査・指導 	<p>(農業経営課) 食糧法に基づき、用途限定米穀をその定められた用途以外の用途に供されないよう、近畿農政局とともに巡回調査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査事業者数 15事業者 (いずれも問題なし) <p>(食のブランド推進課) 米トレーサビリティ法の関係者への周知に努め、また、米の産地情報の適正な伝達や記録の保持等が行われるよう指導を行った。</p> <p>調査・指導件数：1件</p>	農業経営課 食のブランド推進課
	家庭用品品質表示法に基づく表示指導	<p>家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入検査の実施 ・販売業者等に対する表示事項遵守の指導 ・消費者の利益が害されている旨の申し出受理 	<p>○家庭用品品質表示法第19条第2項に基づく立入検査の実施状況</p> <p>検査実施市町数 14市町、検査実施店舗数 48店舗、不適正表示件数 6件</p> <p>同法に基づく立入検査は、市の区域内にある店舗等については法に基づき市が行い、町の区域にある店舗等については県が町に権限を委譲しているところであり、各市町がそれぞれの権限に基づいて立入検査を実施した。</p> <p>平成30年度の立入検査の結果、県内で販売されている家庭用品について不適正な表示がされているものが6件あり、適正化を指示するとともに、消費者庁に報告した。</p>	中小企業支援課

平成30年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H30実績・成果	課名				
重点施策／施策(事業)名								
基本方針Ⅰ 安全安心な消費生活の確保	計量法に基づく検査等	<p>正確な計量の確保に努めるとともに、適正計量の周知徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引証明に使用する計量器の定期検査(9市町で実施) ・商品量目の立入検査 ・計量関係事業者、計量器使用者に対する立入検査 	<p>(1) 計量器定期検査 取引や証明に使用されている「はかり」について、検査を実施した。 ・検査台数：889台(大型・小型はかりの検査台数)</p> <p>(2) 立入検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 商品量目の立入検査 内容量表記商品を販売している事業者に対し、量目検査を実施した。 ・立入検査事業者数：32事業者 ② 計量関係事業者に対する立入検査 計量器製造事業者等に対し、法令遵守の状況等について立入検査を実施した。 ・立入検査事業者数：48事業者 ③ 計量器使用者に対する立入検査 ガソリンスタンド等に対し、計量器の検定有効期限等の管理状況について立入検査を実施した。 ・立入検査事業者数：74事業者 	計量検定所				
■重点施策2 商品・サービスの安全性の確保								
<p>(1) 商品・サービスの安全性の確保</p> <table border="1"> <tr> <td>危険物規制事務</td> <td>危険物の貯蔵・取り扱いおよび消防設備機器の安全を図る。</td> <td> <p>◇危険物規制事務</p> <p>(1) 危険物取扱者保安講習会委託 委託先：(一社)滋賀県防火保安協会連合会 申請者 2,330人 受講者 2,292人</p> <p>(2) 消防設備士講習会委託 委託先：(一社)滋賀県防火保安協会連合会 ① 消火設備 申請者 63人 受講者 62人 ② 警報設備 申請者 153人 受講者 149人 ③ 避難設備・消火器 申請者 81人 受講者 80人</p> <p>(3) 危険物取扱者免状・消防設備士免状交付等事務委託 委託先：(一財)消防試験研究センター</p> <p>① 危険物取扱者免状 新規交付 2,182件 再交付 153件 書換 21件 写真書換 1,625件</p> <p>② 消防設備士免状 新規交付 262件 再交付 10件 書換 5件 写真書換 97件</p> </td> <td>防災危機管理局</td> </tr> </table> <p>【成果】危険物取扱者および消防設備士の資質の向上が図られ、危険物事故の防止ならびに消防設備工事の適切な施行に寄与した。</p>					危険物規制事務	危険物の貯蔵・取り扱いおよび消防設備機器の安全を図る。	<p>◇危険物規制事務</p> <p>(1) 危険物取扱者保安講習会委託 委託先：(一社)滋賀県防火保安協会連合会 申請者 2,330人 受講者 2,292人</p> <p>(2) 消防設備士講習会委託 委託先：(一社)滋賀県防火保安協会連合会 ① 消火設備 申請者 63人 受講者 62人 ② 警報設備 申請者 153人 受講者 149人 ③ 避難設備・消火器 申請者 81人 受講者 80人</p> <p>(3) 危険物取扱者免状・消防設備士免状交付等事務委託 委託先：(一財)消防試験研究センター</p> <p>① 危険物取扱者免状 新規交付 2,182件 再交付 153件 書換 21件 写真書換 1,625件</p> <p>② 消防設備士免状 新規交付 262件 再交付 10件 書換 5件 写真書換 97件</p>	防災危機管理局
危険物規制事務	危険物の貯蔵・取り扱いおよび消防設備機器の安全を図る。	<p>◇危険物規制事務</p> <p>(1) 危険物取扱者保安講習会委託 委託先：(一社)滋賀県防火保安協会連合会 申請者 2,330人 受講者 2,292人</p> <p>(2) 消防設備士講習会委託 委託先：(一社)滋賀県防火保安協会連合会 ① 消火設備 申請者 63人 受講者 62人 ② 警報設備 申請者 153人 受講者 149人 ③ 避難設備・消火器 申請者 81人 受講者 80人</p> <p>(3) 危険物取扱者免状・消防設備士免状交付等事務委託 委託先：(一財)消防試験研究センター</p> <p>① 危険物取扱者免状 新規交付 2,182件 再交付 153件 書換 21件 写真書換 1,625件</p> <p>② 消防設備士免状 新規交付 262件 再交付 10件 書換 5件 写真書換 97件</p>	防災危機管理局					

平成30年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H30実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保	高圧ガス指導取締	<p>高圧ガス（LPGガス等）の保安に関する啓発ならびに取引の適正化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所・販売店に対する立入検査等の実施 保安講習会の開催、消費先の保安基準維持調査および自主保安の啓発 	<p>◇高圧ガス指導取締</p> <p>(1)立入検査等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ①高圧ガス関係 保安検査 35件 移動車両立入検査 2件 ②LPGガス関係 販売店立入検査 27件 <p>(2)保安講習会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ①高圧ガス関係 <ul style="list-style-type: none"> 平成30年10月24日（水） 13:00～17:00 滋賀県立男女共同参画センター 出席者数 290人 平成30年11月27日（火） 13:00～17:00 滋賀県立男女共同参画センター 出席者数 170人 ②LPGガス関係 <ul style="list-style-type: none"> 平成30年11月9日（金） 13:00～17:00 びわ湖大津館 出席者数 68人 平成30年11月13日（火） 13:00～17:00 滋賀県立男女共同参画センター 出席者数 127人 平成30年11月14日（水） 13:00～17:00 滋賀県立文化産業交流会館 出席者数 93人 <p>【成果】 高圧ガス取扱い事業者の保安レベルの向上が図られ、事業所および一般家庭LPGガス消費者の事故の未然防止が図られた。</p>	防災危機管理局
	火薬類等指導取締	<p>火薬類の貯蔵・消費・その他の取扱いについて指導し、事故の防止を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 販売店および消費者に対する立入検査等の実施 保安：啓発業務委託 	<p>◇火薬類等指導取締</p> <p>(1)立入検査等の実施 平成30年度実施 保安検査17件 立入検査23件</p> <p>(2)保安講習会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ①火薬類取扱保安責任者教育講習会 平成30年11月30日（金） 滋賀県教育会館 出席者数 37人 ②煙火消費保安教育講習会 平成31年2月17日（日） 滋賀県立男女共同参画センター 出席者数 162人 <p>【成果】 火薬類取扱事業者の保安レベルの向上が図られ、事故の未然防止に寄与した。</p>	防災危機管理局
	電気工事等指導取締	<p>粗悪な電気用品（工事）等による危害を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 販売店および工事施工業者に対する立入検査等の実施 電気工事施工業者に対する保安講習会の開催 	<p>◇電気工事等指導取締</p> <p>(1)立入検査等の実施 平成30年度実施 0事業者</p> <p>(2)保安講習会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年10月16日（火） 13:30～16:20 ひこね市文化プラザ 出席者数 電気工事業者 548人 平成30年10月24日（水） 13:30～16:20 守山市民ホール 出席者数 電気工事業者 595人 <p>【成果】 電気工事業者の保安レベルの向上が図られ、不良工事等の軽減に寄与した。</p>	防災危機管理局

平成30年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H30実績・成果	課名
重点施策／施策(事業)名				
基本方針 Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保	消費生活用製品の安全の確保	特定製品の販売業者や特定保守製品の取引事業者に対して立入検査を行うなど、消費生活用製品の安全を確保する。	同法に基づく立入検査は、市の区域内にある店舗については法に基づき市が行い、町の区域内にある店舗については県が町に権限を委譲している。 消費生活用製品安全法に基づく立入検査 <特定製品（乳児用ベッド、圧力なべ等）> 立入販売事業者数：37事業者（うち違反事業者数：1件） <特定保守製品（ガス瞬間湯沸器、石油給湯器等）> 立入取引事業者数：3事業者（うち違反事業者数：0件）	県民活動生活課 消費生活センター
	びわ湖材産地証明事業	県内産木材が適正に消費者に提供されるよう安心と信頼の分別・表示管理システムの構築を図る。 ・県産木材取扱業者の審査・認定・登録 ・登録業者への指導・検査 ・産地証明、流通量の把握、情報の提供、普及啓発	・びわ湖材取扱認定事業体として、平成31年3月末現在165事業体が登録された。 ・登録業者57事業体への検査・指導を行った。 ・産地証明制度の内容、流通量、認定事業体の名簿等を県産木材活用推進協議会のウェブサイトで情報提供するとともに、研修会を2回開催した。	森林政策課
	家庭用品安全対策の推進	有害物質を含有する家庭用品について監視および検査を行い、健康被害の防止に努める。 ・試買テストの実施 ・被害の苦情等受付・調査および検査	化学物質に対する感受性が高い乳幼児の健康被害の発生を防止することができた。 H30実績 15検体	生活衛生課
	生活衛生施設等の監視指導	生活衛生営業施設等が衛生的に整備管理されるよう監視指導を行う。 ・生活衛生営業施設に対する許可・確認・検査および立入検査・指導	<生活衛生営業施設の衛生状況に関する監視指導の実施> 対象施設：入浴施設（旅館・公衆浴場） 立入施設数：63施設	生活衛生課
	医薬品等の安全の確保（薬事監視指導）	有効かつ安全な医薬品等の供給を図る。 ・薬事関係事業者に対する監視指導 ・医薬品等についての品質検査 ・医薬品等の苦情・相談処理	消費者に、有効かつ安全な医薬品等の供給を図るため、薬局、医薬品販売業、医薬品等製造販売業および製造所に対して監視指導を実施した。 また、消費者からの医薬品等に関する苦情・相談について適切な措置を講じた。 (1)薬事関係事業者への監視指導 対象施設数：6,993施設 監視指導施設数：1,151施設 違反発見数：105件 (2)医薬品等の品質検査 ①指定医薬品等の収去検査（違反なし（一部検査中）） 医薬品：27検体 医療機器：1検体 ②健康食品等の試買調査（検査中） 強壮用、瘦身用、育毛用製品：9検体 ③無承認無許可医薬品の取締 監視指導件数：131件（表示指導3件） (3)医薬品等の苦情・相談 31件 (4)危険ドラッグの試買調査（検出なし） 買い上げ調査：3検体	薬務感染症対策課

平成30年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H30実績・成果	課名
重点施策／施策(事業)名				
基本方針 1 安全・安心な消費生活の確保	毒物劇物の安全対策	毒物劇物による保健衛生上の危害防止を図る。 ・毒物劇物営業者等の監視指導 ・毒物劇物取扱者試験の実施	毒物劇物による保健衛生上の危害防止を図るため、毒物劇物営業者等に対する監視指導および毒物劇物営業者の登録・届出事務を行った。 また、毒物劇物取扱者試験を実施した。 (1) 毒物劇物営業者等の監視指導 対象施設数：704施設 監視指導施設数：252施設 違反発見施設数：54施設 (2) 毒物劇物取扱者試験（平成31年2月23日実施） 受験者数：354人 合格者数：139人	薬務感染症対策課
	医療サービスの安全の確保	医療安全や医療機関に関する相談に対応し、患者・家族と医療関係者・医療機関との信頼関係の構築を支援します。	県医療安全相談室では、平成30年度は年間637件の相談に対応し、患者・家族等と医療提供施設との信頼関係の構築を支援した。	医療政策課
	建築物等の安全対策	建築物の敷地・構造・設備および用途に関する確認を行うとともに、木造住宅等の建築物の耐震化を推進することにより、県民の生命、健康および財産の確保を図る。 ・建築物等の確認等 ・個人木造住宅の耐震診断および耐震改修工事に補助等 ・大規模建築物および避難路沿道建築物の耐震診断に対する補助等	◇建築物等の確認等 (1) 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保 ・中間検査、完了検査シールの交付制度の実施 ・中間検査、完了検査未実施物件への督促 (2) 指定確認検査機関・建築士事務所等の適正な業務実施 ・建築士事務所への立入検査：41件(H30上半期21件、H30下半期20件) ・指定確認検査機関への立入検査：県指定機関への立入実施(H31.3) (3) 違反建築物等への対策 ・違反建築物等の一斉パトロールの実施 ・未検査物件に対してのパトロールの実施 (3)について、県内221箇所実施(H30.10) (4) 建築物および建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保 ・建築物防災点検の実施（上期、下期の防災週間にによる実施） ・特殊建築物定期報告未提出施設への督促、防災点検の実施 ・建築物の耐震促進に関する広報活動等による既存建築物安全性の向上適切な確認 ◇個人木造住宅の耐震診断および耐震改修工事に対する補助等 診断 186件 / 改修 13件 ◇大規模建築物耐震化に対する補助等 1件 ◇避難路沿道建築物の耐震診断に対する補助等 5件	建築課

平成30年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		・ 施策（事業）の概要	H30実績・成果	課名
重点施策／施策（事業）名				
基本方針Ⅰ 安全 安心な消費 生活の確保	(2) 食の安全・安心の確保 食の安全確保推進事業 (食品表示法等に基づく表示指導を含む)	<p>食の安全・安心を確保するため、食品衛生知識の向上を図るとともに、施設の許可、効果的な監視指導を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食の安全・安心推進条例の推進 ・食の安全情報の提供 ・シンポジウム、意見交換会等の開催 ・食の安全・安心審議会の運営 ・食品関係営業許可検査の実施 ・食品営業施設等の監視指導 ・夏期・年末食品一斉取締り ・食中毒予防一斉監視指導 ・食品表示一斉監視 	<p><滋賀県食の安全・安心審議会の開催></p> <p>(第1回) 開催日時：平成30年8月21日 場所：県庁北新館5-A会議室 (第2回) 開催日時：平成30年11月26日 場所：県庁北新館5-B会議室</p> <p><食の安全・安心に関する情報の提供></p> <p>(1) ホームページ「食の安全情報」による情報提供 ホームページへのアクセス件数：72,533件 ホームページの更新回数：148回</p> <p>(2) 食品による健康被害情報の迅速な提供 近畿府県市内の食中毒情報を、隨時ホームページやしらしがメールにより提供</p> <p><食の安全・安心シンポジウムおよび意見交換会の開催></p> <p>(1) 食の安全・安心シンポジウム 開催日時：平成31年2月14日 場所：県庁新館7階大会議室 参加人数：118人 テーマ：「食と微生物、その功罪を知る」</p> <p>(2) 地域における意見交換会の開催（開催主体：各保健所、食肉衛生検査所） 開催回数：7回 参加者数：250人 テーマ：食中毒予防、肉の生食について等</p> <p><食品衛生に関する講習会等の開催></p> <p>(1) 消費者を対象とした講習会 開催回数：63回 参加者数：1,805人</p> <p>(2) 事業者を対象とした研修会 開催回数：135回 参加者数：3,848人</p> <p><営業許可検査の実施></p> <p>新規許可：1,468施設、継続許可：2,105施設</p> <p><監視指導の実施></p> <p>監視指導件数：11,674施設</p> <p><一斉監視指導の実施></p> <p>(1) カンピロバクター等食中毒予防一斉監視(5~2月)：163施設 (2) 食品、添加物等の夏期一斉監視(7月)：1,821施設 (3) 食品、添加物等の年末一斉監視(12月)：1,768施設 (4) 食品表示一斉監視(1~2月)：252施設</p>	生活衛生課
	食の安全・安心強化対策事業	<p>食の安全・安心事業を強化するため、大型食中毒を想定した模擬訓練、自主衛生管理を促進するためのマニュアル解説書の作成、消費者の意向を反映した買上げ検査と情報提供の3つの事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理対策事業 ・自主衛生管理支援事業 ・特定食品不安解消事業 	<p><模擬訓練の実施></p> <p>日時：平成30年10月31日 14:30~16:50 場所：滋賀県危機管理センター1F プレスセンター 参加者：県内の大型食品販売店の複数店舗統括者、店長等 17名</p> <p><自主衛生管理マニュアルの作成支援></p> <p>(1) マニュアル作成支援講習会の開催 対象：延従業員10人以上の飲食店および大規模食品販売施設 回数：2回</p> <p>(2) マニュアル作成状況の確認 対象：延従業員10人以上の飲食店および大規模食品販売施設 監視施設：93施設</p> <p><特定食品不安解消事業></p> <p>広域流通食品の買上げ検査：601検体</p>	生活衛生課

平成30年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H30実績・成果	課名
重点施策／施策(事業)名				
基本方針 安全・安心な消費生活の確保	食中毒予防対策事業	食中毒予防知識の向上とともに、食中毒発生時の疫学調査を実施し、原因の追及と拡大・再発の防止に努めた。 ・食中毒予防のための事業（食中毒注意報の発令、衛生講習会等の実施） ・食中毒発生時の疫学調査	食中毒予防の知識の向上と食中毒発生時の疫学調査を実施し、原因の追究と拡大・再発の防止に努めた。 <食中毒注意報の発令> 食中毒注意報(7月1日～9月30日)：5回 ノロウイルス食中毒注意報(11月1日～3月31日)：5回 <衛生講習会の実施（再掲）> 事業者を対象とした食中毒講習会：104回、3,121人 <食中毒発生時の疫学調査> 平成30年度に発生した食中毒発生件数：6件	生活衛生課
	食品・添加物試験検査事業	食品・添加物等の規格基準等の試験検査を行い、県民に提供される食品の安全確保に努める。 ・食品、添加物等の規格基準検査 ・農畜産物の残留農薬検査 ・アレルギー物質含有食品の検査 ・遺伝子組換え食品の検査	<規格基準検査> 検査数：995検体（違反数：4件） <残留農薬検査> 検査数：119検体（違反数：0件） <アレルギー物質含有食品の検査> 検査数：40検体（違反数：0件） <遺伝子組み換え食品の検査> 検査数：10検体（違反数：0件）	生活衛生課
	食肉衛生検査事業	と畜場に搬入される獣畜に対して、と畜検査員による検査を行うとともに、関係業者への衛生指導・検査を行い食肉の安全確保を図る。 ・と畜検査および必要な措置 ・枝肉等の細菌汚染調査 ・牛海绵状脳症スクリーニング検査 ・と畜場関係者に対する衛生指導	<と畜検査> と畜場内とさつ頭数 牛：8,392頭（全部廃棄・一部廃棄数：7,528） 豚：1,875頭（全部廃棄・一部廃棄数：1,802） <細菌汚染調査> 検査数：407件 <牛海绵状脳症スクリーニング検査> 検査数：21検体（陽性数：0件） <衛生指導講習会> 講習会実施数：2回	生活衛生課
	食鳥肉衛生対策事業	食鳥処理場の衛生確保および食鳥検査方法の向上に努め、食鳥肉の安全確保を図る。 ・食鳥検査および必要な措置 ・食鳥処理施設の監視指導	<食鳥処理施設入り等検査> 監視指導件数：98件	生活衛生課
	食品安全監視センター事業	県内の広域流通食品製造施設等に対し、専門的かつ高度な監視指導を行うとともに、製造業者等による、より高度な自主衛生管理を推進する。 ・特定食品製造施設等に対する監視指導 ・滋賀県食品高度衛生管理認証制度（セーフードしが）に基づく認証業務	1：特定食品製造施設等に対する監視指導 737件の専門的な監視指導を実施した。 2：滋賀県食品高度衛生管理認証制度（セーフードしが）に基づく認証業務 (1)認証：2回の認証審査委員会を開催し、新たに11件の工程を認証した。 (累計193施設認証) (2)助言・指導：認証取得に向けた事業者へ助言、指導を行った。 (3)外部検証：112件の外部検証（高度な衛生管理の実施状況を確認）を実施した。	生活衛生課

平成30年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H30実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保	国際水準GAP認証取得支援事業	<p>国際水準GAPの認証取得を目指す意欲ある農業者に対し、認証取得の促進と負担感の軽減のため、認証取得に係る初期費用を支援。</p> <p>国際水準GAPの認証取得を目指す産地をモデルとし、GAP指導員の育成を図る。</p> <p>農業大学校で国際水準GAPの認証を取得し、県内でのGAP認証農場のモデルとする。</p> <p>国際水準GAPに対応できる指導員の育成を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国際水準GAP認証を目指す農家・農業大学校への支援 目標値8件 県内でGAP認証農場のモデルを育成 目標値2件 <p>実績：国際水準GAP認証取得7件、モデル産地育成2件</p>	食のブランド推進課
	農業生産工程管理手法(GAP)普及促進事業	<p>県産農産物の安全性の確保等を目指して、農業生産工程管理(GAP)手法の普及に努め、県産農産物に対する消費者の信頼を高める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 普及啓発活動、指導者の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 国の定めるGAP指導員の育成を実施 目標値24名 <p>実績：指導者の育成24名</p>	食のブランド推進課
	環境こだわり農産物認証制度の運営	<p>農薬、化学肥料の使用量を通常の栽培の5割以下に減らし、かつ、農業濁水の流出防止など琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らした技術で栽培された農産物を県が「環境こだわり農産物」として認証する制度を運営し、消費者の信頼を高めるとともに流通を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境こだわり農産物を対象とした残留農薬検査の実施 	<p>認証された環境こだわり農産物について、農産物中の残留農薬の検査を実施するとともに、生産記録が正しく記載されていることを確認した。</p> <p>分析試料：玄米10検体</p> <p>分析農薬数：25成分</p> <p>分析結果：食品衛生法の残留基準値を上回る農薬は検出されなかった。</p>	食のブランド推進課
	しがの米麦大豆安全安心確保事業	<p>米・麦・大豆の円滑な流通のためには、消費者や実需者の基本的なニーズである食の安全・安心を確保する必要があり、重金属、残留農薬およびカビ毒であるDONの分析を行う取組みについて支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 米・麦・大豆の残留農薬、米麦の重金属（カドミウム）、麦のカビ毒の分析を実施 	<p>農業団体において、抽出により残留農薬、重金属、麦のカビ毒の分析を実施し、米・麦・大豆の安全性を確認するとともに、実需者等に対して情報提供することにより、本県産農産物の安全性に関する理解を深めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 分析点数 残留農薬：385点、重金属：395点、カビ毒：37点 	農業経営課
	農薬適正使用推進対策	<p>農薬の安全かつ適正な使用を確保し、農薬による危害の防止を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県農作物病害虫雑草防除基準の策定 農業安全使用普及啓発 農薬アドバイザー講習会の開催・認定 農薬取扱者に対する監督指導 	<ol style="list-style-type: none"> (1)県農作物病害虫雑草防除基準の策定 適切かつ安全な防除と危被害防止の指導指針として、農作物病害虫雑草防除基準を策定し、関係団体、流通業者等に対して防除基準に沿った指導、流通の確保について協力を求めた。 (2)農業安全使用普及啓発 農業者等に対して、農薬使用時の確認事項や農薬散布後の水管理の徹底等の資料を配布し、安全使用を啓発した。 (3)農薬適正使用アドバイザー講習会の開催 農薬の使用に関して関係法令や農薬の適正使用について講習会を開催し、農業者等の農薬使用者に対して農薬の適正使用の助言を行う農薬アドバイザーを認定した。 平成30年6月22日：212名認定 平成30年11月27日：90名認定 (4)農薬取扱業者に対する監督指導 農薬販売者への巡回点検を実施し、届出や帳簿に関する違反がないか点検指導を行った。 農薬販売者点検数：92件 	農業経営課

平成30年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H30実績・成果	課名
基本方針 安全安心な消費生活の確保	重点施策／施策(事業)名			
	動物医薬品の適正使用対策	<p>動物医薬品の取扱いおよび品質の適正化を図るとともに、畜産農家に対する適正使用の指導を行い、安全な畜産物の供給を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬事監視の強化、立入検査の実施 ・動物用医薬品の品質検査の実施 ・定期的な農家指導の実施 	<p>動物用医薬品販売業者および畜産農家に対し、動物用医薬品の適切な取扱いおよび使用について指導を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物用医薬品販売業者への立ち入り検査 立入検査 43件 ・畜産農家訪問時の適正使用指導 適正使用指導 農場 279 農場 ・動物用医薬品の品質検査 該当無し 	畜産課
	飼料の安全使用対策	<p>飼料の安全使用および品質の適正化を図るために、畜産農家に対する適正使用の指導等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料の適正使用の指導 	<p>飼料の安全使用および品質の適正化を図るために、畜産農家に対して適正使用の指導を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導畜産農家数 41戸 	畜産課
	滋賀県産牛肉の放射性物質検査事業	<p>消費者の滋賀県産牛肉に対する信頼を確保するとともに、農家経営の健全化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀食肉センターにおいて、と畜解体された牛肉のうち、検査を希望するものについて放射性物質検査を実施 	<p>平成23年3月に発生した福島原子力発電所の事故に伴う、放射性物質汚染牛肉の全国的な流通により、消費者の牛肉に対する不安感が増していたことから、「近江牛ブランド」を守るとともに、消費者が近江牛等の滋賀県産牛肉を安心して消費できるよう、平成23年9月から滋賀食肉センターにおいてと畜解体された牛肉の放射性物質の全頭検査を開始。平成29年4月から希望者からの申請に基づく検査に移行。</p> <p>実績 検査頭数：379 頭 放射性物質検出数：0</p>	畜産課
	養殖衛生管理体制整備事業	<p>養殖水産物の安全確保と魚病のまん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品の適正使用の指導 ・生産記録の作成・保存の指導や自主的な生産工程管理の普及 ・魚病のまん延防止や防疫に関する指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・養殖衛生管理指導を実施した養殖経営体の割合100%（平成30年度実績） 経営体数：延べ260件（50経営体） 	水産課
	食の安全・安心推進事業	<p>昨今、輸入水産物等においての使用禁止薬剤の検出等により、食の安全性確保への十分な対応が求められている状況の中、養殖業者の食の安全・安心に対する自主的な取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全で、安心な養殖魚を供給し、水産業の振興を図る目的で水産業協同組合が自主的に実施する水産用医薬品の残留検査に対し補助する。 	<p>・養殖生産魚の残留検査件数（4業者15検体） ※すべて検体はアユ</p>	水産課
(3) 消費者事故情報等の収集・提供				
リコール情報・重大事故情報等の収集・提供	P10-NET等からの情報を通じて、リコール情報、注意喚起情報および重大事故情報等を広く収集し、県民への周知を図る。	消費者からの相談を受け、消費者安全法に基づき、消費者庁へ重大事故情報として通知を行つた。 重大事故通知件数：1件		県民活動生活課 消費生活センター

平成30年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H30実績・成果	課名
重点施策／施策(事業)名				
基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保	消費生活用製品の安全の確保 <再掲>	特定製品の販売業者や特定保守製品の取引事業者に対して立入検査を行うなど、消費生活用製品の安全を確保する。	同法に基づく立入検査は、市の区域内にある店舗については法に基づき市が行い、町の区域内にある店舗については県が町に権限を委譲している。 消費生活用製品安全法に基づく立入検査 <特定製品(乳児用ベッド、圧力なべ等)> 立入販売事業者数: 37事業者 (うち違反事業者数: 1件) <特定保守製品(ガス瞬間湯沸器、石油給湯器等)> 立入取引事業者数: 3事業者 (うち違反事業者数: 0件)	県民活動生活課 消費生活センター
■重点施策3 生活関連物資およびサービスの安定供給				
基本方針Ⅱ 消費者自らによる行動ための支援	物価情報に関する統計情報の提供	定期的に消費者物価指数および企業物価指数を掲載することにより、物価の動向を周知する。	消費者物価指数等物価に関する統計情報を提供し、物価動向の周知を図った。 (1)「統計だより」への掲載 ・毎月発行する「統計だより」に、消費者物価指数(大津市)を掲載 (2)ホームページや刊行物での情報提供 ・ホームページの「データブック滋賀」のサイトに「家計・物価」の章を設け消費者物価指数等物価に関する統計情報を掲載 ・「しが統計ハンドブック」(電子版)「統計でわかる滋賀」「滋賀県統計書」に消費者物価指数等物価に関する統計情報を掲載	統計課
	滋賀県消費者保護緊急対策本部の設置	県民の消費生活において緊急かつ重大な事態が発生するおそれがある場合に、「滋賀県消費者保護緊急対策本部」を設置し、生活関連物資の需給の円滑化と価格の安定を図る。	平成30年度実績なし	県民活動生活課
■重点施策4 消費生活情報の発信・啓発				
基本方針Ⅲ 消費者の意識向上による行動の促進	対象ごとの消費者啓発事業	対象とする年齢層や特性に応じた啓発物品等の作成	<若者> 県内のコンビニエンスストア約560店舗に設置するため、県警と連携して啓発POPを作成 <障害者> 出前講座等で使用する障害者を対象とした消費者被害防止のための啓発冊子を作成(5,000部) <高齢者> 特殊詐欺被害の防止および相談窓口の周知を目的としてカードルーペを作成(5,000枚)	県民活動生活課
	消費生活フェスタの開催	消費生活問題に関する催しを市町と共同で開催し、消費者問題全般への意識向上および消費者被害の未然防止を図る。	消費生活フェスタの開催により、消費者トラブルをはじめとする消費者問題への関心を高めることができた。 平成30年9月17日(月・祝) ビバシティ彦根	消費生活センター
	消費生活情報の提供	ビデオ、DVD、啓発リーフレット等の啓発資材を整備するとともに、「くらしのかわら版」の発行やしらしがメールの発信により、最新の消費生活情報の提供を行う。	消費生活に関する最新の情報を盛り込んだ消費生活センター広報紙「くらしのかわら版」を年4回発行し、各市町消費生活相談窓口・社会福祉協議会・警察署・ハローワーク等に配付した。 消費者被害防止のため、しらしがメールやTwitterでタイムリーな情報提供を行うとともに、DVDの貸出しや啓発リーフレット等の配布を行った。	消費生活センター

平成30年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H30実績・成果	課名
重点施策／施策(事業)名				
基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援	物価情報に関する統計情報の提供<再掲>	定期的に消費者物価指数および企業物価指数を掲載することにより、物価の動向を周知する。	<p>消費者物価指数等物価に関する統計情報を提供し、物価動向の周知を図った。</p> <p>(1)「統計だより」への掲載 ・毎月発行する「統計だより」に、消費者物価指数（大津市）を掲載</p> <p>(2)ホームページや刊行物での情報提供 ・ホームページの「データブック滋賀」のサイトに「家計・物価」の章を設け消費者物価指数等物価に関する統計情報を掲載</p> <p>・「しが統計ハンドブック」（電子版）「統計でわかる滋賀」「滋賀県統計書」に消費者物価指数等物価に関する統計情報を掲載</p>	統計課
	林産物生産流通振興対策	素材・製品等の市況および流通の動向を把握する。 ・木材市況および流通調査	木材市場等県下6か所において、3か月毎に計4回の調査を実施し、木材関係団体に情報提供するとともに、県木材協会のウェブサイトで公表した。	森林政策課
	医薬分業対策	医療の質的向上および医薬品の適正使用を図るため、地域における医薬分業体制の確立を図る。	現在の薬局を患者本位のかかりつけ薬局に再編するために策定された「患者のための薬局ビジョン」により、患者本位の医薬分業の実現に向けて、服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導・24時間対応・在宅対応・医療機関等との連携など、かかりつけ薬剤師・薬局として在宅医療へかかわる事業の推進に努めた。医薬分業率は、平成29年度調剤分で72.6%（全国25位）となった。	薬務感染症対策課
	薬事衛生知識の普及・啓発	医薬品の正しい使い方等の啓発活動の実施や医療機関、薬局への医薬品情報の提供等への支援を行い、医薬品の適正使用を推進する。 ・医薬品適正使用推進事業に対する補助	県民に適切な医療、医薬品等の情報を提供するために、（一社）滋賀県薬剤師会を通じて、医薬品の安全性情報や最新の情報を収集し、医師・薬剤師等の医療関係者に情報提供を行った。また、薬と健康の週間では、関係団体などと協働し、薬の正しい使い方など広く薬事衛生の普及啓発活動を行った。 (1)（一社）滋賀県薬剤師会に医薬品適正使用推進事業に対し補助した。 (2)薬と健康の週間(10/17~10/23) 滋賀のくすりと健康フェア2018(10/20・21) 展示・体験コーナーなどの設置	薬務感染症対策課
	卸売市場活性化対策	県内卸売市場等が連携して取り組む、経営戦略の策定、卸売市場間の連携、産地と実需者等を結ぶ活動など、卸売市場に対する社会的要請への対応により必要な活動を支援することで、力強い卸売市場づくりへの誘導を図る。	卸売市場の体質強化・連携強化の検討、実需者のニーズと生産をつなぐ取組、卸売市場に対する県民の理解をつかめる活動に対して支援を行った。 経営戦略検討実施状況 3市場	食のブランド推進課
	地域食品振興対策	地域の農水産業と食品産業の連携を図り、地域食品振興対策の推進と県内食品産業の活性化を促進する。 ・地域食品産業高度化等推進事業 ・地域食品産業活性化対策事業（県産農産物活用支援、食の安全・環境問題対策推進）	一般財団法人食品産業センター主催の「優良ふるさと食品中央コンクール」に出品する食品を滋賀県から1品選定、推薦し一般財団法人食品産業センター会長賞を受賞。 推薦食品：百匠屋「ごろごろ雑穀米」 ・県産農畜水産物の活用、県内食品産業の活性化を図るために、滋賀県食品産業協議会への職員の配置や事業実施に対する補助を実施した。	食のブランド推進課

平成30年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H30実績・成果	課名
重点施策／施策(事業)名				
基本方針Ⅱ「自ら考え行動する」	しがの地産地消・食育推進事業	<p>滋賀県環境にだわり農業推進条例や滋賀県食の安全・安心推進条例に基づき、消費者に軸足をおいた農産物の生産・流通対策により、地産地消の推進を図り、県民が求める安全・安心で信頼される県内農産物の提供に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消推進会議の開催 ・しがの魅力再発見・地産地消・食育推進事業 	<p>各地域において地産地消を進めるため地産地消推進会議を開催し、関係機関等の連携を図るとともに、農作業体験等の実施により広く地産地消への理解促進を図った。</p> <p>農作業体験者数 延べ1,540名</p>	食のブランド推進課
	住情報の提供	<p>個性化・多様化・高度化する住宅ニーズに対して、適切な諸情報を提供することにより、県民の住情報取得の機会拡大を図り、住意識の高揚を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湖国すまい・まちづくり推進協議会活動支援事業活動費補助金 	<p>適正なマンションの維持管理や管理組合の円滑な運営に関する情報提供を行うため、草津・大津の2会場でのマンション管理基礎セミナーを開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年10月6日 29人 (大津会場: 明日都浜大津) ・平成30年10月20日 39人 (草津会場: フェリエ南草津) 	住宅課
■重点施策5 消費者教育・学習の推進				
消費者になるための支援	(1) 消費者教育・学習の機会拡大と体系的な消費者教育の推進			
	消費者教育支援事業	小学校5年生が授業で活用する消費者教育補助教材の作成および配布。教員の研修参加支援。	県教育委員会・小学校家庭科部会・中学校技術家庭科部会と連携して、小学校5年生～中学校3年生で使用できるように教材を改訂し、県内全ての小学校に配布した。(15,500部)また教材の中学生版を作成し、県内全ての公立中学校に配布した。(14,500部)中学校家庭科教員の消費者教育をテーマとした研修への参加を支援した。(1名)	県民活動生活課
	地域の若者を巻き込んだ消費者教育推進事業	県と協力して消費者教育・啓発事業等に取り組む学生を募集。学生が主体となって、同年代や低年齢層等を対象とした消費者教育・啓発事業を企画し、実施する。	<p>参加学生3人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生によるデザインを基に啓発グッズを作成(クリアファイル3,000枚、缶バッジ2,400個、うちわ10,000枚、三角POP2,000枚、ペーパークラフト1,000枚、ポスター600枚、手提げ袋1,000枚) ・情報誌に掲載する啓発記事の作成(レイクスマガジン、チェックボックス) 	県民活動生活課
	事業者に向けた消費者教育推進事業	事業者に消費者関連法の知識を深めていただくとともに、事業者における消費者教育の取組を促すために、法の適正執行に関する学習会や、消費者教育の必要性、取組事例等を知つてもらう機会を設ける。	<p>県内の食品製造・食品販売事業者向けに、景品表示法および食品表示法の基本的な知識を提供するとともに、県内事業者の取組を紹介する講座を開催した。</p> <p>平成31年3月14日(木) 滋賀県消費生活センター (参加者: 52人)</p> <p>内容: 「食品関係事業者向け講座～景品表示法および食品表示法の基礎知識～」</p> <p>講師: (株) 平和堂 C S推進部、生活衛生課食の安全推進室、食のブランド推進課、県民活動生活課</p>	県民活動生活課
	高校生消費生活講演会	滋賀弁護士会との共催により、弁護士や消費生活相談員を高校・特別支援学校に派遣。消費者トラブル被害に遭わない様、トラブル事例や対処法について情報提供を行う。	<p>悪質商法による若者の消費者被害を未然に防止するため、弁護士・消費生活相談員が学校に出向き、主に高校3年生の生徒を対象に講演会を開催した。</p> <p><開催実績>高校・特別支援学校: 10校、10回 1,677人</p>	消費生活センター

平成30年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H30実績・成果	課名
重点施策／施策(事業)名				
基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援	くらしの情報セミナー	消費生活相談窓口に寄せられるトラブル等、くらしに関するタイムリーなテーマによるセミナーを開催し、適切な判断・行動・自己責任が果たせる「自立した消費者」を育成する。	<p>くらしに関するタイムリーな情報を提供することにより、適切な判断・行動・自己責任が果たせる「自立した消費者」を育成するためのセミナーを開催した。 <開催実績> 2回開催、参加者：計105人 【テーマ】 「ご注意！巷にあふれるニセの「科学」～インチキを見破る眼力をつけましょう～」 「公認会計士から学ぶ！経済・時事ニュースの見方～話題になった企業を会計から読み解く～」</p>	消費生活センター
	くらしの一日講座（出前講座）	地域や団体等の研修会に消費生活相談員を派遣し、くらしに身近な問題に関する学習機会を提供する。	<p>各種団体の要請に応えて、消費生活センターまたは要請元の会場で、くらしに身近な問題について学習する機会を提供した。 <開催実績> 計61回開催、参加者：計3,833人 申込み団体：老人会、自治会、消費生活グループ、放課後児童クラブ 等</p>	消費生活センター
	親子くらしの情報セミナー	親子で観察や簡単な実験実習を行い、子どもたちの消費生活に関する関心を高め、正しい知識を養う。	<p>おれの印刷工場の見学や簡単な工作などの体験学習を交えながら、子どもの消費者トラブルを防ぐ教室を開催した。 ・「おさつの印刷工場見学＆消費生活ミニ講座」7月25日午前・午後 ・「おやつのひみつ＆消費生活ミニ講座」8月7日午前・午後 計4回 計178人</p>	消費生活センター
(2) 消費者教育の担い手(人材)の育成と支援				
基本方針Ⅲ 「安心・安全な商品・サービスの供給をめざす」消費者になるための支援	消費者教育支援事業<再掲>	小学校5年生が授業で活用する消費者教育補助教材の作成および配布。教員の研修参加支援。	県教育委員会・小学校家庭科部会・中学校技術家庭科部会と連携して、小学校5年生～中学校3年生で使用できるように教材を改訂し、県内全ての小学校に配布した。(15,500部) また教材の中学生版を作成し、県内全ての公立中学校に配布した。(14,500部) 中学校家庭科教員の消費者教育をテーマとした研修への参加を支援した。(1名)	県民活動生活課
	地域の若者を巻き込んだ消費者教育推進事業<再掲>	県と協力して消費者教育・啓発事業等に取り組む学生を募集。学生が主体となって、同年代や低年齢層等を対象とした消費者教育・啓発事業を企画し、実施する。	<p>参加学生3人 ・学生によるデザインを基に啓発グッズを作成(クリアファイル3,000枚、缶バッジ2,400個、うちわ10,000枚、三角POP2,000枚、ペーパークラフト1,000枚、ポスター600枚、手提げ袋1,000枚) ・情報誌に掲載する啓発記事の作成(レイクスマガジン、チェキポン)</p>	県民活動生活課
	事業者に向けた消費者教育推進事業<再掲>	事業者に消費者関連法の知識を深めていただくとともに、事業者における消費者教育の取組を促すために、法の適正執行に関する学習会や、消費者教育の必要性、取組事例等を知ってもらう機会を設ける。	<p>県内の食品製造・食品販売事業者向けに、景品表示法および食品表示法の基本的な知識を提供するとともに、県内事業者の取組を紹介する講座を開催した。 平成31年3月14日(木) 滋賀県消費生活センター (参加者：52人) 内容：「食品関係事業者向け講座～景品表示法および食品表示法の基礎知識～」 講師：(株)平和堂 C.S推進部、生活衛生課食の安全推進室、食のブランド推進課、県民活動生活課</p>	県民活動生活課
	くらしの情報セミナー<再掲>	消費生活相談窓口に寄せられるトラブル等、くらしに関するタイムリーなテーマによるセミナーを開催し、適切な判断・行動・自己責任が果たせる「自立した消費者」を育成する。	<p>各種団体の要請に応えて、消費生活センターまたは要請元の会場で、くらしに身近な問題について学習する機会を提供した。 <開催実績> 計61回開催、参加者：計3,833人 申込み団体：老人会、自治会、消費生活グループ、学童保育 等</p>	消費生活センター

平成30年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H30実績・成果	課名			
重点施策/施策(事業)名							
(3) 消費者市民社会の構築に向けた気運づくり							
基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」 消費者になるための支援	消費者月間講演会の開催	5月の消費者月間にあわせ、消費者問題をテーマとした講演会等を県内の消費者団体と共催で実施する。	特定非営利活動法人 消費者ネット・しがとの共催により、エシカル消費や食品ロスをテーマとする映画の上映と講演会を開催した。 日時：平成30年5月26日（ピアザ淡海） 参加者：52人 内容：映画上映と講演会 映画上映「0円キッチン」 講演「フードバンクってなに？」 講師：浅葉めぐみ（認定NPO法人フードバンク関西 代表）	県民活動生活課			
	エシカル消費推進事業	県における既存の取組を含めたエシカル消費の内容について、広く周知、普及することを目的として、フェア等を実施する。	○コープしがの協力を得て、親子向けイベント「コープdeエシカル消費」を開催 日時：平成30年8月26日（コープしがぜせ店） 参加者：11人 内容：エシカル消費のミニ講座および店舗内でのスタンプラリー ○滋賀GPNとの共催により、エシカル消費をテーマに「三方よしエコフェア2019」を開催 日時：平成30年12月8日（ピアザ淡海） 来場者：約1,200人 内容：ステージイベント（三方よし小学校、エコ実験）、企業・団体のブース出展、等身大エシカルすごろく	県民活動生活課			
	消費生活フェスタの開催 <再掲>	消費生活問題に関する催しを市町と共同で開催し、消費者問題全般への意識向上および消費者被害の未然防止を図る。	消費生活フェスタの開催により、消費者トラブルをはじめとする消費者問題への関心を高めることができた。 平成30年9月17日（月・祝） ピバシティ彦根	消費生活センター			
■重点施策6 環境に配慮した消費者行動の推進							
重点施策6 「環境に配慮した消費者行動の推進」	(1) 環境に配慮した消費者行動の推進						
	地球温暖化対策推進事業	家庭における省エネ・節電行動の促進によるCO ₂ 排出量の削減を目的に、さまざまな啓発を行う「省エネ・節電提案会」と各家庭に応じた省エネ・節電対策を提案する「うちエコ診断」を実施する。	家庭における省エネ・節電行動の定着を図るため、市町等と連携し、環境イベント、公民館、事業所や自治会等でエコ診断等を開催した。 <開催回数> 省エネ・節電提案会 25回 うちエコ診断 107件	温暖化対策課			
	スマート・エコハウス普及促進事業	個人用既築住宅に太陽光発電システムおよび省エネ製品等を導入する個人に対して補助することにより、家庭における地球温暖化対策および再生可能エネルギーの普及促進を図る。	合計750件の家庭に計1,002kWの太陽光発電設備や省エネ製品等が導入された。 ○メニューごとの補助件数 太陽光発電 191件、エネファーム 26件 高効率給湯器（エコキュート等） 418件 蓄電池 265件、V2H 1件 (延べ901件、正味750件)	エネルギー政策課			

平成30年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)	施策(事業)の概要	H30実績・成果	課名
重点施策／施策(事業)名			
基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援	買い物ごみ・食品ロス削減推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定 協定参加者(H31年3月末) 無料配布中止実施事業者：30者 削減取組実施事業者：10者 県民団体：11者 行政：19者 環境にやさしい買い物キャンペーン 県内のスーパー・マーケットなど、389店舗（店頭啓発：19店舗、店舗独自取組：370店舗）において、買い物ごみ削減に関する普及啓発を実施。 食品ロス削減普及啓発イベントの実施 9月：「みんなで減らそう食品ロス！」in 滋賀」をテーマに大津市内で講演会を開催。 10月：JFL M10びわこ滋賀ホームゲームの会場にてフードドライブ活動を実施 11月：第26回JAレーキ大津農業まつり会場にてフードドライブ活動を実施 	循環社会推進課
	滋賀グリーン購入ネットワークの支援	<ul style="list-style-type: none"> 滋賀グリーン購入ネットワーク各種事業への参加・支援 「びわ湖一周買うならエコ！リレー」（パネル展示）、「三方よしエコフェア2018」でのブース出展、総会等各種会議への出席 滋賀グリーン購入ネットワーク補助金 県内のグリーン購入の取組拡大に向け、滋賀グリーン購入ネットワークに対し補助金を交付 	循環社会推進課
(2) 環境学習・環境保全活動の支援			
体系的な環境学習推進支援事業	幼児の自然体験型環境学習や小・中・高等学校におけるエコ・スクールの実践の支援、環境学習に係る教材作成等を行い、「第三次滋賀県環境学習推進計画」の体系的・総合的推進を図る。	<p>以下の事業を行うことにより、環境学習の推進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幼児の自然体験型環境学習指導者実践会 幼稚園・保育所の指導者を対象に実践学習会を開催 5会場 参加：22園 計39名 ○エコ・スクールの推進 ・小学校・中学校・高等学校の児童・生徒が、地域の方の協力を得て環境活動を実施するエコ・スクール活動認定 活動認定校：18校 ・エコ・スクールの認定校の活動の発表会を開催 1回（5校から発表） ○第三次滋賀県環境学習推進計画の推進 滋賀県環境学習等推進協議会開催し、計画の進捗状況を確認した。 開催回数： 2回 ○市町環境学習担当者会議を開催し、環境学習に係る情報共有を図った。 2回 	琵琶湖保全再生課
「びわ湖の日」活動推進事業	多くの人に琵琶湖の価値を認識してもらうことを目指して、「びわ湖の日」を起点とした一定の期間を設定し、多様な主体と連携して琵琶湖に関わる活動等にいざなうための一体的かつ効果的な情報発信等を行う。	<p>「琵琶湖をきれいにする」「豊かな琵琶湖を取り戻す」「琵琶湖にもっと関わる」の3つの観点から事業を推進した。特に「びわ湖の日」から「山の日」までを琵琶湖に関わる重点期間とし、「この夏！びわ活！」をキャッチフレーズに、包括連携締結企業や大学および下流域自治体等と連携し、様々な事業展開を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学との連携：啓発ポスター・クリアファイルの作成、学習ノートの作成、連続講座の開催等 ・企業との連携：コンビニや大型商業施設での県産食材を使用した関連商品の販売・びわ湖の日ブースの設置、啓発ポスター巡回展示 ・公共交通機関との連携：京都市立琵琶湖疏水記念館でのパネル展示 ・びわ活ガイドブックの作成やポータルサイト「びわ活ガイド」の開設 ・ソーシャルメディアを活用した写真投稿の呼びかけ 等 	琵琶湖保全再生課

平成30年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策（事業）の概要	H30実績・成果	課名
重点施策／施策（事業）名				
基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援	県内大学新入生等への琵琶湖体験の機会提供	琵琶湖の魅力を体験する湖上ツアーを大学との連携により実施し、学生に琵琶湖にふれるきっかけを提供する。	立命館大学と連携し、講義の一環として琵琶湖と人とのつながりや多様な価値について講義を行った。その後、湖上体験およびフィールドワークをする体験ツアーを実施した。 講義対象：350名 琵琶湖湖上体験ツアー参加大学生：41名	琵琶湖保全再生課
	環境学習センター事業	県民、NPO、事業者等が取り組む環境学習が効果的に実施されるよう、サポート等を行う。 ・環境学習に関する情報や交流機会の提供 ・環境学習関連施設間の連携 ・ポータルサイト「エコロジーが」登録者のネットワークの強化を図る。 ・環境学習情報の県外発信の拡充を図る。	自治会や子ども会などの地域団体、学校、NPO、企業、市町などから相談を受け、環境学習・活動に関する活動団体や講師の紹介、研修場所や企画内容等について情報提供を行うほか、ホームページやメールマガジンなどにより発信を行い、環境学習の活動の場づくりを応援した。 環境学習に関する相談対応等 相談件数 192件、教材貸出件数 132件 環境学習情報メールマガジン 発行回数21回 登録者数1,063人	琵琶湖博物館 (環境学習センター)
	低炭素社会づくり学習支援事業	地球温暖化問題に対する正しい知識の習得および省エネ行動の促進 ・学校や地域における低炭素社会づくり授業 ・講座の開催	地球温暖化問題に対する正しい知識の習得および省エネの実践行動など、低炭素社会づくりに向けた個々の取組への展開を推進。 学校地域における低炭素社会づくり授業、講座の開催 121回 (3,329人)	温暖化対策課
	環境保全県民活動支援事業	琵琶湖をはじめとする湖国のすぐれた自然環境を保全し、かつ積極的に環境美化を図ることを目的として、県民、事業者等が一体となった環境美化運動を推進する。	多くの県民、事業者および各種団体に環境美化活動に参加いただき、環境保全に関する県民意識の高揚を図ることができた。 ・ごみゼロ大作戦（5月30日基準日） 参加延人数：40,841人 ごみ回収量：164トン ・びわ湖を美しくする運動（7月1日基準日） 参加延人数：124,515人 ごみ回収量：959トン ・県下一斉清掃運動（12月1日基準日） 参加延人数：100,839人 ごみ回収量：545トン	循環社会推進課
	全国に向けた環境こだわり農業の発信によるブランド力向上・消費拡大	環境こだわり農業の理念や取組について全国に向け発信し、理解促進・消費拡大を図る。 ・環境こだわり農業の理解促進 ・委託事業による啓発活動 ・こだわり滋賀ネットワークとの協働	環境こだわり米の消費拡大のため、環境こだわり米こしひかりの米袋を作成、また環境こだわり米キャンペーンを実施した。 ・環境こだわり米キャンペーン 応募総数11,366通 ・環境こだわり米こしひかりの量販店での販売 県内平和堂全店、京都、大阪一部店舗 ・こだわり滋賀ネットワーク会員の環境こだわりイベントへの参加	食のブランド推進課

平成30年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)	施策(事業)の概要	H30実績・成果	課名
重点施策／施策(事業)名			
■重点施策① 消費生活相談体制の充実強化			
基本的 方 向 Ⅲ 消 費 者 被 害 の 防 止 と 救 済	(1) 県の消費生活相談体制の充実強化		
	消費生活相談員の設置	<p>消費生活に関する相談や苦情を受け付け、助言、あっせんを行うなど、県民の安心・安全な消費生活の確保と消費者被害の救済に努める。</p>	<p>消費者トラブルに対し、専門的な立場から助言やあっせんを行うことにより、消費者被害の防止と救済を図るため、消費生活相談員を設置。</p> <p>＜県における消費生活相談受付体制＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民活動生活課 消費生活相談員1名（平日 9:15～16:00） ・消費生活センター 消費生活主任相談員1名、消費生活相談員9名（祝日・年末年始を除く 9:15～16:00） <p>＜県における相談受付状況＞（平成30年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民活動生活課 79件 ・消費生活センター 3,978件
	県域での消費者被害防止・消費者教育ワーキングチーム	県・市町の消費者教育・啓発担当者でワーキングチームを結成し、消費者教育に関する資料や教材・優良事例等の収集を行うとともに、講演会の開催等により消費者教育・啓発従事者に知識・情報の提供を行う。	県および市町の消費生活相談員および窓口担当職員が、消費者被害防止のための知識・情報を習得し、効果的な消費者への啓発について検討した。 ・消費生活相談員および職員対象研修会 開催回数 5回 延参加者数 156名
	弁護士会等の専門機関等との連携	複雑化する相談に対応するため、弁護士等専門家からの適切な助言・指導を得る。	特に法律解釈を必要とする相談事案について、専門的な意見、助言を得るために弁護士に指導を受けた。 依頼回数 12回 44事案
	権利擁護センターの運営	<p>財産・身上監護などに関する権利行使が困難な知的障害者、精神障害者等の権利擁護に関する相談対応から問題解決までの支援を行う機関として県社会福祉協議会に設置する権利擁護センターの運営に対して助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談事業 ・権利擁護サービス事業 ・地域福祉権利擁護事業実施市町社協に対する支援・研修・調査研究事業 	<p>◇権利擁護に関する相談を受けた場合、相談内容に応じて関係機関と連絡を図り、事実確認や連携した支援のあり方、役割分担について協議をした。また、法的な見解や助言が必要な相談については専門相談（法律相談）につなげた。</p> <p>(1)相談援助事業 相談受付件数 234件 (2)生活支援事業 ①地域福祉権利擁護事業②実施社協・団体への助成 19市町社協 ②担当者会議の開催等 担当者会議 1回 (3)研究・広報事業 ①新任職員・生活支援員研修会 参加者19名 ②成年後見制度等なんでも相談会への協力 7団体 計8回 ③成年後見制度・申立て事務に関する研修会 参加者93名 ④権利擁護センターパンフレットの配布 2,000部 ⑤障害者虐待防止センターリーフレットの作成・配布 10,700部</p>

平成30年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H30実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
基本的 方向Ⅲ 消費者被害の防止と救済	滋賀県運営適正化委員会の運営	福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の適正な運営の確保とともに、福祉サービスに関する苦情のうち、利用者と事業者間で解決困難な事例の解決や人権侵害に関わる案件の通報などの役割を担う機関として県社会福祉協議会に設置する滋賀県運営適正化委員会の運営に対して助成する。 ・苦情解決合議体の運営 ・運営監視合議体の運営 ・研修・調査研究事業	◇運営適正化委員会の運営 福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、助言、相談、調査等を行った。 (1)苦情解決受付状況 122件 (2)運営適正化委員会選考委員会の開催 1回 (3)運営適正化委員会の開催 1回 (4)①運営監視合議体の開催 2回 ②定期現地調査 6日間（6市町社協） (5)苦情解決合議体の開催 6回 事情調査 0件、申入れ 2件、あっせん 1件、虐待通報 0件 (6)広報・啓発活動 ・県内事業者に対し、啓発リーフレットを巡回指導や研修会等で配布 ・滋賀県社会福祉協議会HPでの広報 (7)巡回指導 個別指導 6回	健康福祉政策課
	資金業者に係る相談窓口の設置	資金業者の業務の適正な運営の確保と資金需要者等の利益の保護を図る。	資金業者に係る相談窓口として、課内に常設している「しが金融ホットライン」を通じて、資金需要者等の抱える問題の解消に努めた。 資金需要者等からの様々な相談等に対し、親切かつ親身に対応するよう努めており、問題の解消に向けた支援ができている。	中小企業支援課
	不動産無料相談所の運営指導	宅地建物取引に関する苦情相談および宅地建物にかかる相談業務を行い、適正な取引の確保および消費者の保護を図る。	宅地建物取引に関する苦情相談とトラブルの未然防止を図るため、関係団体とともに滋賀県不動産取引業協議会を組織し、不動産無料相談所を開設した。 ・平成30年度相談件数886件 ・不動産取引相談事例集（改訂版）を発刊し、県内宅建業者および消費者相談窓口機関に配布 ・消費者保護の観点から、消費生活センター等と連携し、情報交換、人権啓発活動を実施	住宅課
	住宅相談の実施	個性化・多様化する住まいに対する県民のニーズに合った助言・指導を行う。 ・住宅相談業務の委託	◇住宅相談の実施 平成30年度実績：電話相談 54件 面談相談 10件 現地相談 0件 合計 64件	住宅課

平成30年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	H30実績・成果	課名
重点施策／施策(事業)名				
基本的 方向Ⅲ 消費者被害の防止と 救済	(2) 市町の消費生活相談体制の充実強化支援			
	市町の相談体制の充実強化への支援	消費生活相談の複雑化・広域化に対応するため、市町との連携強化を一層図る。 市町消費者行政の体制整備と施策の充実を促進する。 ・市町への交付金 ・市町担当職員研修等の開催 ・消費生活センター・ヘルプデスクの運営 ・消費生活相談困難案件の共同処理 ・市町相談担当者への巡回訪問支援	相談窓口担当者への支援として、情報交換会の開催、消費生活相談員未配置の町窓口や配置人數の少ない市窓口では対応困難な相談案件について、要請に応じて消費生活センターが共同処理などの支援を行った。また、巡回訪問事業として7市6町を訪問し「身近な相談窓口」の充実を図った。 ・相談窓口担当者情報交換会 開催回数 3回 延参加者 66名 ・ヘルプデスクの運営 19件 ・消費生活相談困難案件の共同処理 2件 ・市町相談担当者への巡回訪問支援 7市6町 延38回	県民活動生活課 消費生活センター
■重点施策⑧ 高齢者等への支援				
(1) 高齢者等への的確な情報提供				
	高齢者宅訪問啓発事業	交通安全協会女性団体連合会等と連携し、安全協会呼びかけの各戸訪問時等に啓発を行い、被害防止の啓発(声掛けや啓発物品の配布)に努めるとともに、被害者の掘り起こしを行う。	交通安全協会女性団体連合会と連携することにより、高齢者宅を個別訪問し、啓発資料の配付とともに、直接注意を呼びかけるというきめ細やかな啓発活動を実施することができ、高齢者に消費者問題への意識を高めてもらうことができた。 実施期間：7月～12月 対象世帯数：4,500世帯	消費生活センター
	高齢者消費者被害防止パネル展示	県内各地で、主に高齢者向けの消費生活啓発パネル展示を行う。	<消費者月間> 県立図書館：5月3日～5月13日 県庁：5月15日～5月31日 <消費生活フェスタ> ビバシティ彦根：9月10日～9月17日 <その他> 彦根市役所耐震工事仮囲い：6月19日～3月31日	消費生活センター

平成30年度消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)		施策（事業）の概要	H30実績・成果	課名
重点施策／施策（事業）名				
(2) 高齢者等の見守り体制の充実強化				
基本的 方向Ⅲ 消費者 被害 の 防 止 と 救 済	高齢者に向けた消費生 活情報啓発協定事業	平成28年度に2団体（コーブしが、しが健康医療生 協）と高齢者の消費者被害防止を目的とした啓発協定 を締結。引き続き協定に基づき、団体と連携した啓発 事業に取り組む。	各団体の会員等（対象者約5,000人）に配付するための啓発カレンダーを作成した。また消費者 被害防止のための啓発冊子を配布した。	県民活動生活課
	見守り支援者等研修会	高齢者の消費者トラブルを防ぐために、高齢者を支援 する関係者に高齢者を取り巻く消費トラブルの現状を 知り、高齢者を地域で見守ることの大切さや地域のみ んなが取り組める「見守り」について考えてもらう。	くらしの一日講座の一環で、地域の民生委員や消費生活グループなどの研修会に講師を派遣し た。	消費生活センター
	高齢者の消費被害110番 の開設	状況をみて必要な時に「高齢者の消費者被害110番」 を開設し、高齢者からの相談の掘り起こしを図り、被 害者の早期救済と被害防止に努める。	高齢者における消費者被害の回復と予防を目的に、「高齢者消費生活110番」を開設した。 期間：12月11日（火）～12月25日（火） 受付件数：65件	消費生活センター
■重点施策9 法令違反事業者等への指導強化				
	特定商取引法に関する事業者指導の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・化粧品の連鎖販売事業者に対し、勧誘目的等不明示、法定書面の記載不備、債務履行の不当 遅延、断定的判断の提供、迷惑勧誘および適合性原則違反について違反認定し、業務停止命令 (3か月)を行った。 ・排水管の清掃を行う訪問販売事業者に対し、書面不備、不実告知による文書指導を行った。 ・布団の訪問販売を行う業者に対し、勧誘目的等不明示、書面不備、クリーニング・オフ妨害に による口頭指導を行った。 		
	消費者被害に関する情報提供体制の構築	警察と連携し、特殊詐欺に関する情報を県警へ提供した。		

平成 30 年度 特定商取引法に基づく行政処分等の概要

特定商取引法違反の連鎖販売事業者に対する業務停止命令（3か月）等について

- 連鎖販売取引は、「マルチ商法」、「ネットワークビジネス」ともいわれるもの。
- 本県は初めて連鎖販売事業者に対して行政処分を行った。

1 事業者の概要

名 称：セリュール株式会社
所 在 地：石川県金沢市広岡一丁目 17 番 20 号 ナカモトビル 201
取引類型：訪問販売、連鎖販売取引
取扱商品：化粧品（美容液）

2 取引の概要

同社は、本県内において、平成 28 年 11 月から平成 29 年 3 月までの間に、会員登録の契約と一緒に、「AMOUGE GROW（アムージュグロウ）」と称する化粧品（種類：美容液、内容量：1 本 8ml、定価：2 万円）を販売していた。

同社の会員となって化粧品の販売をして別の消費者を会員にさせれば、同社から報酬が得られるとして、化粧品を購入させる連鎖販売取引を行っていた。

同社の勧誘者は、ファミリーストラン等の営業所等以外の場所において、契約の申し込みを受け、または契約を締結して商品の販売を行っていたため、その取引は、訪問販売にも該当するものだった。

3 滋賀県内のセリュール株式会社に関する相談状況

- (1) 相談者の人数・性別・年齢
 - ・年齢 20 歳代 16 人（平均年齢 20.5 歳） ※相談時の年齢による
 - ・性別 男性 15 人、女性 1 人
- (2) 契約金額
 - ・相談 16 件のうち、契約金額が判明しているものは 14 件
 - ・契約金額 最高 503,000 円、最低 500,000 円（最多 502,200 円 10 件）

4 認定した違反行為

勧誘目的等不不明示、法定書面の記載不備、債務履行の不当遅延、断定的判断の提供、迷惑勧誘、適合性原則違反

5 行政処分（業務停止命令）の内容

- (1) 停止命令を行った日 平成 30 年 12 月 5 日
- (2) 停止命令の期間 平成 30 年 12 月 6 日から平成 31 年 3 月 5 日まで（3か月間）

6 行政指導（指示）の内容

同社の違反行為のうち、勧誘目的等不不明示、債務履行の不当遅延、断定的判断の提供および迷惑勧誘は、滋賀県消費生活条例第 23 条に違反していただけ、条例の規定に基づき指示（行政指導）を行うとともに、改善措置を報告するよう求めた。

